

北秋田市災害時要配慮者支援プラン  
(全体計画)

平成31年2月

北秋田市



## 【 目 次 】

### 第1章 基本的な考え方

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	災害時要配慮者の定義	1
4	要配慮者の特徴	2

### 第2章 平常時における災害時要配慮者支援対策

1	要配慮者リストの作成	3
(1)	要配慮者リスト作成の目的	3
(2)	要配慮者リストの対象者	3
(3)	要配慮者情報の収集・把握	3
(4)	収集内容	3
(5)	要配慮者リストの共有・管理・更新	3
2	要配慮者避難支援プラン（個別計画）の作成	4
(1)	基本的な考え方	4
(2)	個別計画の作成	4
(3)	個別計画の内容	5
(4)	避難支援者	5
(5)	登録台帳・個別計画の共有	5
(6)	登録台帳・個別計画の管理	6
(7)	登録台帳・個別計画の更新	6
3	情報伝達体制の整備	6
(1)	避難準備情報の発令	6
(2)	情報伝達手段	7
(3)	防災マップの活用	8
4	避難誘導の手段・経路	8
5	避難所の確保	8
(1)	避難所の整理	8
(2)	避難所における備蓄	8
(3)	福祉避難所の指定	8
6	関係機関との連携	9
7	要配慮者参加型避難訓練の実施	9

### 第3章 災害発生時の対応

1	要配慮者への避難情報伝達・安否確認・避難誘導	1 0
(1)	支援者による支援	1 0
(2)	市による支援	1 0
2	避難所における支援	1 0
(1)	要配慮者用窓口の設置	1 0
(2)	避難所における情報の伝達	1 0
(3)	要配慮者に対応した環境の整備	1 1
(4)	支援物資の供給	1 1
(5)	要配慮者の支援	1 1
3	福祉避難所の開設・運営	1 1
4	避難所における医療・保健・福祉サービスの提供	1 2
5	医療機関等への搬送	1 2
6	ボランティアとの連携	1 2
(1)	ボランティアの受入窓口の開設	1 2
(2)	ボランティアニーズの把握	1 2
7	応急仮設住宅への入居	1 3

## 第1章 基本的な考え方

### 1 はじめに

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障がい者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な災害時要配慮者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになった。

本市においても、平成19年9月17日に発生した水害（台風11号及び前線による大雨）では、人的被害7人（死亡1、行方不明1、重傷1、軽傷4）、住宅被害393棟（全壊6、半壊184、一部損壊1、床上浸水37、床下浸水141）、罹災世帯393世帯、罹災者数1,098名など大きな被害を受けた。

こうしたことから、日頃から災害に備えて災害情報の伝達体制を整備し、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための避難支援体制を確立するとともに、災害時要配慮者本人、家族、地域住民が災害時にどのような行動をとればよいのか明確にすることで、災害に対する知識や心構えなどを身につけ、危機管理意識の啓発及び向上を図ることが重要である。

このプランは、災害時要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、『北秋田市地域防災計画（平成27年2月）』の「要配慮者支援計画」及び「要配慮者等対策計画」を具体化したものであり、国の『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）』を参考に、本市における災害時要配慮者の避難支援対策について定めたものである。

### 2 基本方針

災害発生時において最も重要になるのは、自らの安全は自らで守る「自助」であり、一人ひとりが自分自身や家族の安全を守るという意識を持つことが必要である。また、自治会や自主防災組織、近隣住民等による声かけや安否確認、避難誘導など地域における支援活動（「共助」）を行うことも、災害時の被害を最小限にするために重要なことである。特に、災害時要配慮者においては、その身体的特性から「自助」を行うことが困難な場合が多く、地域における「共助」がより重要なものになってくる。

このようなことから、平常時より災害時要配慮者支援対策を推進して「自助」・「共助」・「公助」それぞれの役割を明確にし、防災関係機関や自治会、自主防災組織等の連携を図り、災害時要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施できる体制を整備することを本プランの目的とする。

### 3 災害時要配慮者の定義

本プランにおける「災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）」とは、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある者、または不安を感じる高齢者及び障がい者とする。

具体的な支援対象者としては、下記のとおり考えられる。

- ①在宅高齢者のうち、75歳以上の一人暮らしの者、75歳以上の高齢者世帯の者、要介護認定結果が要介護3以上の者
- ②在宅障がい者のうち、身体障害者手帳1・2級所持の者、知的障害者で療育手帳A・B判定の者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持の者

#### 4 要配慮者の特徴

要配慮者には様々なハンディキャップを抱えた人が含まれていることから、適切な避難行動をとることが困難であることが考えられる。そのため、的確かつ有効にその支援を行うためには、要配慮者に関する具体的な特徴を把握し、その特徴に配慮した支援を行う必要がある。

## 第2章 平常時における災害時要配慮者支援対策

### 1 要配慮者リストの作成

#### (1) 要配慮者リスト作成の目的

災害時要配慮者個別計画の作成において、その対象となりうる高齢者や障がい者等の要配慮者についての全体把握や情報共有を目的として、市関係各課で把握している要配慮者情報を基に要配慮者リストを作成する。

#### (2) 要配慮者リストの対象者

要配慮者リストに登録する対象者については、「第1章第3節 災害時要配慮者の定義」(P1～2)において規定されている者とする。

なお、要配慮者リスト対象者の中には、災害時に自力での避難行動が可能であり、他の支援を必要としない者も相当数含まれることに留意する。

#### (3) 要配慮者情報の収集・把握

市関係各課において、高齢者や障がい者等の要配慮者に関する各種情報を個別に把握していることから、福祉担当部局は関係各課と連携し、要配慮者情報を収集・把握するとともに、収集・把握した情報を要配慮者リスト作成のため内部利用する。

#### (4) 収集内容

要配慮者リストには、以下の情報を記載するものとする。

- ①氏名
- ②フリガナ
- ③性別
- ④生年月日
- ⑤年齢
- ⑥住所
- ⑦避難支援者
- ⑧電話番号
- ⑨要配慮者区分
- ⑩避難時の留意事項

#### (5) 要配慮者リストの共有・管理・更新

要配慮者リストの原本は福祉担当部局で保管し、副本は市関係各課で共有・保管することとし、要配慮者の避難支援の目的にのみ使用する。

要配慮者リストの更新は、時期を定めて年1回以上行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化等を把握した場合は、その都度追加・修正を行うこととし、常に情報を適正に保つように努める。

## 2 災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）の作成

### （1）基本的な考え方

災害発生時において、要配慮者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援などの支援行動を迅速かつ的確に行うためには、要配慮者一人ひとりに関する具体的な情報を把握し、それぞれの特徴に合わせた支援を行う必要がある。そのため、避難支援対象者本人又は家族とともに、個々に対する避難支援者や避難所、避難経路、生活支援方法など具体的な支援内容について定めた災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）を作成する。

### （2）個別計画の作成

要配慮者リストに掲載された者の中で具体的に支援が必要な者であり、なおかつ個別計画の作成を希望する者について下記の方法で同意を求め、同意した者は災害時要配慮者避難支援プラン登録申請書兼個別計画（以下、「個別計画」という。）に記入し、福祉担当部局へ提出する。福祉担当部局は、その情報を基に災害時要配慮者登録台帳（以下、「登録台帳」という。）を作成する。特に被災リスクの高い要配慮者については、重点的・優先的に進めるよう努める。

個別計画に未記入部分等がある場合は、要配慮者本人及び家族への聞き取り調査を基本として、民生委員・自治会等の協力を得ながら記入する。

作成された個別計画の情報は、福祉担当部局や市関係各課・民生委員・自治会・避難支援者等で共有し、要配慮者の避難支援に活用する。

#### ▽「同意方式」

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要配慮者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方法。

要配慮者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

#### ▽「手上げ方式」

要配慮者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要配慮者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方法。実施主体の負担は少ないものの、要配慮者への直接的な働きかけをせず、要配慮者本人の自発的な意志に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたい者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

▽「関係機関共有方式」

北秋田市個人情報保護条例第8条において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要配慮者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要配慮者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

### (3) 個別計画の内容

個別計画には、要配慮者リストに記載した基本情報のほか、下記の項目を記載するものとする。

- ①家族構成
- ②特記事項
- ③避難支援者
- ④かかりつけ医療機関
- ⑤担当ケアマネジャー（要介護認定者・障害程度区分認定者のみ記入）
- ⑥事務所（要介護認定者・障害程度区分認定者のみ記入）
- ⑦副作用・アレルギー等避難所で考慮してほしい事項
- ⑧日常的に継続して必要な保健福祉サービス
- ⑨情報伝達の流れ
- ⑩情報伝達での注意事項
- ⑪避難誘導等の留意事項
- ⑫避難先での留意事項
- ⑬避難場所・避難経路
- ⑭備考

### (4) 避難支援者

避難支援者（以下「支援者」という。）は、災害発生時に要配慮者への避難情報の伝達や安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。支援者は原則として近隣に居住している者とし、要配慮者1名につき2名以上の支援者を選定する。支援者の選定の際は、要配慮者本人や家族の希望を尊重するとともに、民生委員等の協力を得て進める。なお、支援者は地域のつながりに基づき支援を行う者であり、支援者自身も被災する可能性があることから、災害発生時において支援ができなかったとしても、その責任を問うものではない。

### (5) 登録台帳・個別計画の共有

登録台帳は、原本を福祉担当部局で保管し、副本は市関係各課、社会福祉協議会、民生委員、自治会等で共有・保管する。

また、個別計画は、原本を福祉担当部局で保管し、副本は市関係各課、社会福祉協議会、避難支援者で共有・保管する。なお、共有する情報については、福祉担当部局、市関係各課社会福祉協議会は対象者全て、民生委員、自治会は担当地区分、避難支援者は担当する要配慮者分のみの共有とする。

	要配慮者リスト	登録台帳	個別計画
市役所	◎	◎	◎
社会福祉協議会	×	○	○
自治会	×	○ (担当地区分)	×
民生委員	×	○ (担当地区分)	×
避難支援者	×	×	○ (担当する要配慮者分)
災害時要配慮者	×	×	○ (本人分)

※ ◎ … 原本 ○ … 副本

#### (6) 登録台帳・個別計画の管理

登録台帳・個別計画には個人情報が含まれているため、市職員は守秘義務を厳守するとともに、登録台帳・個別計画を保管する自治会・民生委員は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務の遵守に努めるものとする。

また、登録台帳・個人計画の保管の際は、要配慮者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠が可能な保管庫に保管するなど、情報管理に配慮する。

#### (7) 登録台帳・個別計画の更新

登録台帳・個別計画の更新は、年1回以上行うものとし、市関係各課、社会福祉協議会、民生委員、自治会、支援者等の協力を得て要配慮者本人への内容確認を行う。また、内容に変更があった場合は、その都度修正を行うとともに、民生委員・自治会・支援者等の情報共有者に連絡し、常に情報を適正に保つように努める。

### 3 情報伝達体制の整備

#### (1) 避難準備情報の発令

市は、災害発生時又は災害の発生が予想される際、要配慮者は避難行動に時間を

要することを考慮し、避難勧告に先立ち、避難準備情報を発表・発令する。避難準備情報の発表基準については、気象情報や巡視等により収集した現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断して発表・発令する。

また、避難準備情報が発表された場合は、市や防災関係機関、自治会、民生委員、支援者等が連携し、個別計画に基づく避難誘導を行う。

#### 避難情報等の種類

「北秋田市地域防災計画（平成27年2月）」より抜粋

区分	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、住民の不安を解消するために必要とする場合	①住民は、必要に応じ、自主的に地区集会所等へ避難 ②自主避難の際、必要な食料、食物、日用品等を持参 ③要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備（要配慮者避難）情報	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最大限の行動

## （2）情報伝達手段

市は、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、要配慮者の特性に配慮した情報伝達手段の確立に努める。

防災行政無線や市ホームページ、広報車、警鐘・サイレン・防災ラジオによる伝達のほか、聴覚障がい者に対してはEメールやFAX、視覚障がい者に対しては電話等により避難情報を配信する。また、民生委員、自治会、支援者等には電話やメール等により直接伝達する。

### (3) 防災マップの活用

市で作成した「北秋田市防災マップ」を活用し、要配慮者関連施設の位置や避難場所、避難経路等を平常時から確認するとともに、防災に対する意識の向上に努める。

## 4 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難準備情報が発表・発令された場合、支援者は個別計画に基づく避難誘導を行う。そのため、平常時から市や防災関係機関、自治会、民生委員、支援者等の役割分担を明確にしながら連携して対応する。また、冬期間の災害発生時には、積雪等により避難行動に支障を来す恐れがあることから、事前に冬期間の避難経路を確認しておく必要がある。

なお、要配慮者自身も、平常時から支援者とともに自宅から避難所までの避難経路を確認するよう努めることとする。

## 5 避難所の確保

### (1) 避難所の整備

避難所においては、その構造や設備の面から要配慮者の避難所生活に支障を来す可能性があることから、バリアフリー化やプライベート保護のための仕切りを設置するなど要配慮者に配慮した施設整備に努めるようにする。また、環境整備が整っている部屋等がある場合は、要配慮者へ優先的に提供するものとする。

### (2) 避難所における備蓄

指定された避難所において、生活用品や介護用品、食糧等の不備などの問題が生じる可能性があることから、平常時からあらかじめ備蓄しておくほか、要配慮者に必要な支援物資を優先的に支給するよう、関係機関と協定を締結するなどの対策を講じるよう努める。

### (3) 福祉避難所の指定

一般の避難所では、必ずしも要配慮者に配慮した構造になっていないほか、常時、介護が必要な要配慮者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。そのため、特別な配慮が必要な要配慮者が安心して生活できる体制を整備した施設を福祉避難所として指定する。

具体的には、耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化された次のような施設が考えられる。

- ①老人福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、短期入所施設等

の福祉関係施設

②宿泊施設（公的宿泊施設や旅館、その他宿泊機能のある施設）など

福祉避難所を指定する際は、当該施設と協定を締結し、受入可能人数や受入条件等を明確にする。また、要配慮者リストや個別計画等を活用し、福祉避難所への避難が必要な要配慮者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

## 6 関係機関との連携

避難所において、避難した要配慮者が病状等の急変などにより、常時介護や治療が必要となった場合には、緊急入所や一時入所、入院等を検討する必要があることから、平常時から地域の医療機関や社会福祉施設、介護老人保健施設等と連携し、協力体制の整備に努める。

## 7 要配慮者参加型避難訓練の実施

災害発生時において、要配慮者の安否確認や避難誘導などの支援行動を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者参加型の避難訓練を実施し、支援体制の充実に努める。

避難訓練には、防災関係機関や地域住民、要配慮者、支援者等が参加し、避難準備情報等の伝達確認や支援内容の確認・検証、避難経路や障害物の確認等を行い、防災意識の向上や要配慮者への配慮や支援を行う地域づくりの推進を図る。

## 第3章 災害発生時の対応

### 1 要配慮者への避難情報伝達・安否確認・避難誘導

#### (1) 支援者による支援

災害発生時は、行政機関等による支援体制が整うまでの間は自治会、自主防災組織、支援者等による支援体制を活かして、要配慮者が迅速に避難できるよう避難情報等の伝達や安否確認、避難誘導を行う。

情報伝達については、市や防災関係機関が発表する情報を入手又は伝達を受けたときは、自らの担当する要配慮者に情報を伝達する。その際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶などにより、情報通信機器を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性があることから、人的手段を併用して行う。

また、避難情報を伝達するとともに、要配慮者の安否確認を行い、避難が必要になった場合は、個別計画に基づいて避難誘導支援を開始する。なお、避難誘導を行う際は、要配慮者の特徴に配慮して行う必要がある。

#### (2) 市による支援

市は、災害発生時又は災害の発生が予想される際、避難勧告に先立ち、避難準備情報を発表・発令する。避難準備情報等を発表したとき及び避難所を開設したときは、様々な情報伝達手段を活用して自治会、民生委員、支援者等に情報を知らせる。

また、迅速に要配慮者の安否を確認するため、避難所に避難してきた要配慮者を把握するとともに、既に避難してきた住民から情報収集を行うなどして要配慮者の安否確認に努める。難病患者や内部障がい者など医療行為を受けられなくなると生命に関わる要配慮者については、消防等と連携し、早急に受入病院の確認や医療機器・移送手段の確保等必要な調整を行う。

### 2 避難所における支援

#### (1) 要配慮者用窓口の設置

市は、災害発生後、直ちに保健・健康相談窓口を開設し、総合的な相談に対応するとともに、自主防災組織や福祉関係者、民生委員等の協力を得て、要配慮者のニーズを的確に把握し、相談対応や確実な情報伝達、支援物資の供給等を行う。なお、避難所における支援を行う際は、要配慮者の特徴に配慮して行う必要がある。

#### (2) 避難所における情報の伝達

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安を抱くことになるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるように配慮する。

情報伝達については、要配慮者の多様な特性に配慮するため、ビラや広報紙の配布、紙の掲示等の文字による伝達、拡声器の使用等の音声による伝

達、ボランティアによる伝達など多面的な情報伝達手段を用いる必要がある。なお、掲示物については、可能な限り、図やイラストを用いてわかりやすい表示に努める。

### (3) 要配慮者に対応した環境の整備

要配慮者は日常的に介護・支援等が必要な場合が多く、避難所においても介護等の必要があることから、避難所生活が長期化する場合には、要配慮者に対して日常的な介護・支援ができるように、また、要配慮者自身が生活しやすいように、バリアフリーへの対応等、以下のとおり避難所の環境整備に努める。

- ①段差解消のためにベニヤ板などを利用し施設のバリアフリー化を図る。
- ②障がい者用仮設トイレ及び成人向けのおむつ交換場所を設置するとともに、要配慮者の避難スペースをトイレに近い場所に設ける。
- ③車いすが通行可能な通路を確保する。
- ④気温の変化に配慮し、暑さ対策・寒さ対策を講じる。
- ⑤プライバシー保護対策として、要配慮者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りを設置する。
- ⑥避難所での要配慮者の生活を支えるため、介護ボランティアなどの配置に努める。

### (4) 支援物資の供給

要配慮者については、障がいの状況によってその特性が異なることから、食料の供給や救援物資の配布等は要配慮者の特性を考慮し、要配慮者個々のニーズに応じた供給を行う必要がある。

また、要配慮者が必要とする車いす・杖・紙おむつ・簡易トイレ等の生活用品については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、関係機関と連携し、必要な支援物資を適切に提供するよう努める。

### (5) 要配慮者の支援

避難所において、要配慮者には様々な支援が必要となることから、各避難所の保健・健康相談窓口では、要配慮者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、市に迅速に要請する。

また、要配慮者に避難所のスペースや支援物資等の割り当て等を行う際は、高齢者や障がい者という枠組みにとらわれず、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応する。

## 3 福祉避難所の設置・運営

要配慮者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、福祉避難所を設置し、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

その際、要配慮者の安心に配慮し、家族等についても必要に応じて福祉避難所に避難させることも検討する。なお、福祉避難所へ移送される要配慮者は次のとおり想定される。

- ①緊急により福祉施設等への入所が必要な要配慮者
- ②負傷等により早急に治療を要する要配慮者
- ③寝たきりの高齢者や障がい者
- ④重度の介護を要する障がい者
- ⑤認知症高齢者等常時介護を必要とする要配慮者

福祉避難所には、相談等にあたる支援員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する。

また、福祉避難所において、常時介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への入所や病院等への入院手続きを行う。

#### 4 避難所における医療・保健・福祉サービスの提供

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、避難所で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

#### 5 医療機関等への搬送

市は、被災した要配慮者の健康状態が悪化したり、重篤な状態になった場合は、ただちに医療機関に搬送できるよう、体制の整備に努める。避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、介護保険施設・障害者入所施設等への緊急ショートステイ、緊急入所の措置を講じる。

#### 6 ボランティアとの連携

##### (1) ボランティアの受入窓口の開設

災害発生後の災害救助活動及び生活支援、復旧活動等においては、ボランティア活動が大きな役割を担うことが期待される。特に、行政機能が十分に発揮されない災害発生直後においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動が極めて重要になる。そのため、市は社会福祉協議会と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入窓口を設置する。災害ボランティアセンターはボランティアの受付及びコーディネート、ボランティアニーズの適切な需要調整に努める。

##### (2) ボランティアニーズの把握

要配慮者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、要配慮者のニーズを的確に把握する必要がある。また、ボランティアに対するニーズは時間の経過

とともに変化することに留意し、市は、災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアに対するニーズの把握に努める。

## 7 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅を建設する場合は、要配慮者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置、スロープの設置による入口の段差解消など、可能な限りバリアフリー化に配慮する。

応急仮設住宅の入居者については、避難所での生活に困難が伴う要配慮者を優先する必要があるが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が集中することがないように配慮するとともに、要配慮者の家族や支援者と組み合わせるなどの対応を講じる。

北秋田市災害時要配慮者支援プラン（全体計画）

平成31年2月

北秋田市健康福祉部福祉課

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

TEL：0186-62-6637

FAX：0186-69-4296